

公 示 送 達 書

地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次の者の書類を公示送達します。なお、これらの送達すべき書類は香川県綾歌郡綾川町長が保管しており、受領権限を有する者にはいつでも交付しますから申し出てください。

令和8年7月31日

香川県綾歌郡綾川町長 前田 武俊



No.	氏 名	書 類		
		年度	税 目	種 類
1	平 竜児	令和8年度	軽自動車税	督促状
2	松村 久志	令和8年度	軽自動車税	督促状
3	濱田 貴一	令和8年度	軽自動車税	督促状
4	木村 キクノ	令和8年度	固定資産税	督促状
5	桑島 ミサ子	令和8年度	固定資産税	督促状
6	塩田 正美	令和8年度	固定資産税	督促状
7	松村 久信	令和8年度	固定資産税	督促状
8	TRAN VAN KIEN	令和8年度	個人住民税	督促状
9	須崎 和泉	令和8年度	個人住民税	督促状
10	奈尾 光浩	令和8年度	個人住民税	督促状
11	塩田 テル子	令和8年度	個人住民税	督促状

備考 この掲示をはじめた日から起算して7日を経過したとき、上記の書類の送達があったものとみなされます。